

議員提出議案第 6 号

高額療養費制度の見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員

西 聖一
城下 広作
岩田 智子

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

高額療養費制度の見直しを求める意見書

政府は令和8年（2026年）の特別国会に、高額療養費について、長期療養者への一定の配慮を規定した「健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。一方で、政府は令和8年（2026年）8月、令和9年（2027年）8月の2段階で、高額療養費の自己負担限度額を引き上げることが予定しており、多数回該当や年間上限に該当しない場合の患者負担が現行より増加すること等が想定されている。

また、そもそも現在の高額療養費制度においても、公的医療保険の中核制度であるにもかかわらず、経済的な負担から治療を断念したり、生活の困窮に陥ったりする場合があります。憲法第25条の生存権保障の趣旨に適合するものとなっていない。

この問題について、現在の物価上昇などの経済社会情勢を踏まえ、的確な対応が必要である。特に、現役世代については、がんや難病を患うと家計における収入・支出への影響が大きく、収入減により教育費の負担をはじめ扶養に要する費用の負担が増加することから、十分な配慮が必要である。

よって、国におかれては、全ての国民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、高額療養費制度の在り方の見直しについて、法改正等を行った上で、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 高額療養費に係る政令を定めるに当たっての考慮事項等を追加し、憲法第25条の生存権の趣旨を踏まえて、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう、高額療養費の支給要件、支給額等に関して必要な事項が定められるべき旨を明確にすること。
- 2 高額療養費の支給を受ける患者の収入とその変動状況、教育費等の支出、生活の実態の調査を行う、社会保障審議会で高額療養費の支給を受ける患者等の意見を聴取する等の基本方針に基づき、高額療養費制度について抜本的な改革を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内野 幸喜

衆議院議長	森 英介様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	高市早苗様
財務大臣	片山さつき様
厚生労働大臣	上野賢一郎様